

第7回 草津市総合計画審議会 次第

日 時 平成21年6月8日(月)

午後2時00分から

場 所 草津市役所 2階特大会議室

1. 開会

2. 審議

(1) 平成21年度 総合計画審議会の今後の予定(案)について

(2) 第6回草津市総合計画審議会の主な意見とその対応について(資料1)(補足資料1)

(3) 第5次草津市総合計画検討資料【現況課題、基本構想(案)】(資料2)

(4) その他

3. 閉会

【配布資料】

資料1: 第6回草津市総合計画審議会の主な意見とその対応について

資料2: 第5次草津市総合計画検討資料【現況課題、基本構想(案)】

資料3: 第3回総合計画特別委員会の意見概要及び市の考え方

資料4: 基本計画の掲載イメージについて

資料5: リーディング・プロジェクトの考え方について

資料6: 国土利用計画について

資料7: 総合計画特別委員会への今後の報告予定(案)について

資料8: 総合計画審議会委員名簿(当日配布)

資料9: 草津の“これからの10年を語る”フォーラムの開催について(当日配布)

補足資料1: 第6回草津市総合計画審議会議事録

主な意見とその対応
第6回草津市総合計画審議会

(1) 第5次草津市総合計画検討資料【現況課題、基本構想(素案)】(資料2、補足資料2-1, 2)

| 主な意見 | 対応 |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ● 草津のまちなかは、旧草津川の利用の如何にかかっており、市がイニシアチブを取って構想し、位置づけを示すべきである。 ● 旧草津川は、小分けにして利用するのではなく、大空間として利用することに価値がある。 ● 旧草津川の位置づけを、土地利用のゾーンや構想のなかに分散しないように整合を図り、記載して頂きたい。 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 2. まちづくりの基本方向の「心地よさ」が感じられるまちへの中で、旧草津川の内容について追記しています。 →「生物多様性をはじめとした……す。特に草津川廃川敷地については、周辺の歴史的な資源も含めた総合的な活用を図ります。」 ■ リーディング・プロジェクトのひとつとして、今後検討していきます。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ● 農村環境は、土地持ち農家により維持されてきたが、非農家が増える中で、どう維持するか。ソフト面の取り組みを構想で一步踏み込んでもらいたい。 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 基本計画の中で検討していきます。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ● 「まちづくりのあゆみ」に平成21年に制定した「男女共同参画条例」を記載願いたい。 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 追記しています。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ● 「地域経営」の定義は記載されているとおりでありますが、この定義を共通理解とする必要がある。 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 共通理解が得やすいような表現に努めて修正しています。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ● 将来ビジョンは精神的、抽象的印象である。もう少し、具体的なイメージがあってもよいのではないかと。 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 総合計画の性格上、ある程度の抽象性は避けられないが、イメージ図などを検討して、市民が共有できるものを示したい。個別・具体的な内容については、基本計画のなかで整理していきたい。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ● 「まちの構造」について、従来に親しまれてきた、文化ゾーン、福祉ゾーンといった名称との整合を図る必要があるのではないかと。 | <ul style="list-style-type: none"> ■ ゾーン名称については、再整理し、ゾーンの中に内容として、「福祉・医療、文化等」を追記しています。また、拠点の名称についても、「学術・福祉拠点」として整理しています。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ● 「協働」と「パートナーシップ」「バリアフリー」と「ユニバーサルデザイン」同じ意味の言葉であり、どちらかに統一する、使い分けを明確にした方がよい。 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 改めて確認し整理しています。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ● バリアフリーは、道だけでなく、情報発信、コミュニケーション等においても取り組みがなされていることについて整理して頂きたい。 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 含んだ内容を想定しており、基本計画のなかで記述していきます。 |

| 主な意見 | 対応 |
|--|---|
| ● 「時代の潮流」において、多文化共生の箇所 で「人権文化」について触れているが「人権 文化」という表現は一般的に分かりにくい のではないだろうか。 | ■ 語注により対応しました。 |
| ● 「子育て」という表現は県でも使っている が、一般的ではなく少しわかりにくいので ないだろうか。 | ■ 「子ども」が「育ち」を得る主体者として あることを示しており、「子ども・子育て」 に修正いたします。 |
| ● 男女共同参画という言葉は少しわかりにく のではないだろうか。 | ■ そのものの術語の問題は認識していま すが、本市では所掌部署名にも用いて いるので、このまま用いたいと考えて います。 |
| ● 「人口構造と日本社会」というタイトルは、 内容が一致していない。医療、福祉、介護 の問題が非常に重要な課題であることに 触れるべきでは。 | ■ タイトルを「人口構造と社会資本」とし、 内容について、ご指摘を踏まえた修正 をしています。 |
| ● 「地域経済と都市間連携」は内容を深めて 頂きたい。 | ■ 内容について、「製造業等は、貿易や 金融などを含めた国際的な政治・経済 の影響を受けて、地域経済を大きく左 右します。」を追記しています。 |
| ● 「多文化共生」について、グローバル化に より、人が仕事や勉強のため、国際的に 国境を越えて移動していく状況が世界的 に進んでいることがローカルな地域にも 大きな影響があるということを少し整 理されたい。 | ■ ご指摘を踏まえた修正をしています。 |
| ● 「情報技術とコミュニケーション」は、 主要な課題、ビジョンとの関連が不十分 である。これらとの関係性を整理する なかで、時代の潮流の内容を確認して 頂きたい。 | ■ 「時代の潮流」が「主要な課題」と合 致するものと考えていませんが、潮流 を受けた内容が「主要な課題」の中 にないことについて、「6. 主要な課題」 の「① “出会い”による市民文化の高 まりを」の中に「多様なコミュニケー ションにより」を加えています。また、 「情報活用力とコミュニケーション」 として一部修正をいたしました。 |
| ● 人権や男女共同参画、高齢者、障害者 など弱者を弱者として扱ってしまう行政 の枠組みが20年間変わっていない。そ もそも、すべての分野において含める べき考え方であろう。 | ■ ある種のポジティブ・アクションとし て、枠組みの継続が必要な側面もあり、 また、法制度や行政の仕組みとの現 実的な整合を図る上で、思い切った 枠組みの変更は難しいと考えており ます。 |
| ● にぎわいのゾーンは環境問題を踏まえ、 例えば、モノレールを走らせるなど思 い切ったことをする。もっと勇気を出 して、他のところがやっていないこと をやっていくという姿勢がみえるとよ い。 | ■ 公共交通の充実については、今後とも 検討を進めていきます。 |

| 主な意見 | 対応 |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ● リーディングプロジェクトは10年間継続してやっていくことになるのか、それとも基本計画期間ごとに調整して差し替えるものなのか。 | <ul style="list-style-type: none"> ■ およそ10年先のゴールを見越して、基本計画期間ごとに目安を持ち、着実な進捗を図っていくものとして検討をしています。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ● 「環境」が全体的に弱い。 ● まちづくりの基本方向の(3)「心地よさ」が感じられるまちというところに環境先進都市という意味が集約されてくるのだと思うが、この中に環境というフレーズがなく弱い。もう少し戦略的に環境ということを入れ込んでいったほうがいいのではないか。 ● 「まちの構造」において「まちなか環状道路」などに車の動きはあるが、人の動きはない。中心市街地に車を閉め出すゾーンなどを描くべきではないか。 ● うるおいネットワークが人の動きを担保しているのであれば、もっと強調すべきではないか。 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 「環境」の強調については、(1)将来に描くまちの姿の中で「・・・文化・教育・環境・経済などあらゆる分野で滋賀県全体を先導する自負と責任を持ちながら」として、「環境」を追記しています。 ■ 実際に車を閉め出すことが適切かという、必ずしもそうではないと考えています。また、設定するにあっても、社会実験などを含めて綿密な調査・計画が必要であると考えております。 ■ うるおいネットワークについて、表現の強調を行っています。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ● 「行政の姿勢」において、行政だけでなく、市民、事業者など、計画の推進にかかる主体の役割について明記すべきではないか。 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 「まちづくりの基本方向」までは、市民とともに共有するものであり、「行政の姿勢」は、そのために行政が取り組む姿勢と役割を示すものとして、「行政の姿勢と役割」として、内容も一部修正をしています。なお、基本計画においては、各主体の役割についての記載を検討しています。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ● 「まちづくりの基本方向」の「人が輝くまちへ」においてスポーツは記載あるが、「文化・芸術」に触れていない。記載いただきたい。 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 「芸術」についての記載について、「(市民文化)」の中で追記しています。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ● 県の基本構想において当初、「芸術」がワンフレーズもなかったが、最終的に文化・芸術が息づく魅力的なまちづくりというキャッチフレーズが入った。 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 「(市民文化)」の中で追記しています。 |

| 主な意見 | 対応 |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ● 草津は環境教育と芸術教育が非常に進んでいる。そういう意味では教育先進都市といってもよい。 ● 草津の教育において、環境と文化、伝統がしっかりと組み込み合っている点が強み。基本構想のキーワードになるといいのではないか。 ● 草津の子どもたちは非常に健全に育っており、まちの人たちはしっかりと守って育てている。 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 「教育」の強調については、(1)将来に描くまちの姿の中で「・・・文化・教育・環境・経済などあらゆる分野で滋賀県全体を先導する自負と責任を持ちながら」としています。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ● 新宮神社が国の重要文化財指定を受けた。重文指定が市内に3社あるなか、既に2社が記載されているので、これも記載した方がよいのではないか。 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 記載内容のバランスを考えるなかで、個別名称の列記を避けるほうがよいと判断し、割愛しました。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ● 「人口減少に向かう」「人口増加に向かう」などの表現が統一されていない。どちらを目指したまちづくりをしているのか、整合として頂きたい。 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 全国動向と草津市の動向が異なることで表現に違いが生じていることがわかりやすいよう配慮しました。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ● 財政を意識し、優先順位をつけて取り組む必要がある。 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 基本計画の検討において勘案し、リーディング・プロジェクトの設定と併せた中で、優先順位をつけるかどうか検討していきたいと考えています。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ● 草津には、これしかないというものが薄いため、新たにつくることができる。そのような観点の中から中心市街地の活性化、本陣を中心としたまち、これも大事であり、同時に新たな文化づくりというものにも目を向ける必要がある。 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 基本計画やリーディング・プロジェクトの中で検討していきます。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ● 構想の内容は10年間のまちづくりを見据えたもので、野心的なものにするのは難しい。リーディング・プロジェクトにおいて、「草津市にしかできないもの」「野心的な取り組み」を検討して頂きたい。 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 検討していきます。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ● リーディング・プロジェクトにおいては、「市民提案型事業」を行うなど「市民力」の活用を検討されたい。 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 検討していきます。 |

第5次草津市総合計画 検討資料

【現況課題、基本構想(案)】

※大きく変更した箇所については赤字にしております。

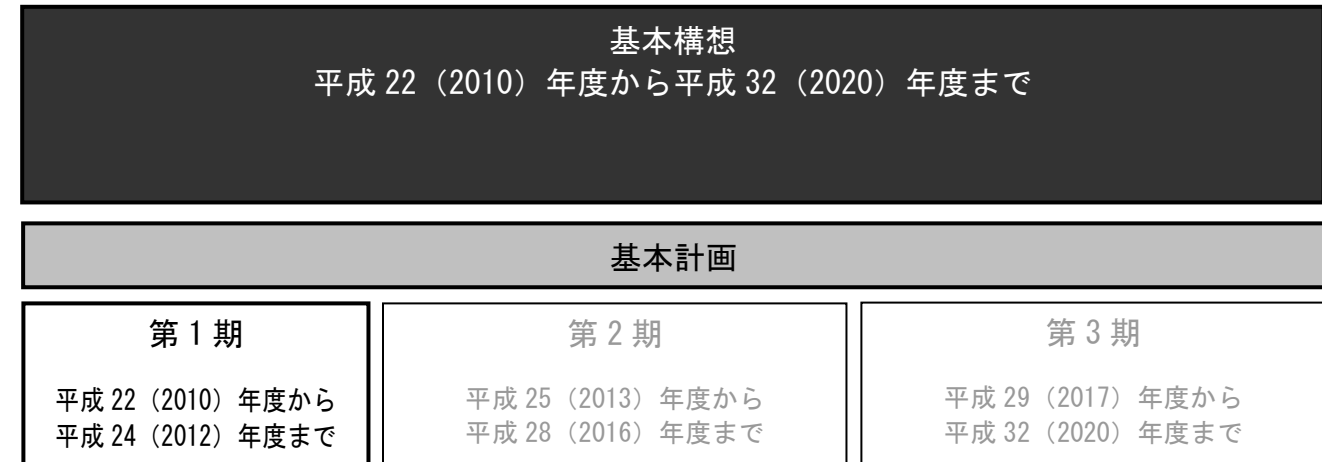
この計画について

この計画は、草津市のまちづくりの基本となる計画です。

【総合計画の構成と内容】

総合計画は、「草津市の現状と課題」「基本構想」「基本計画」で構成し、以下の内容とします。

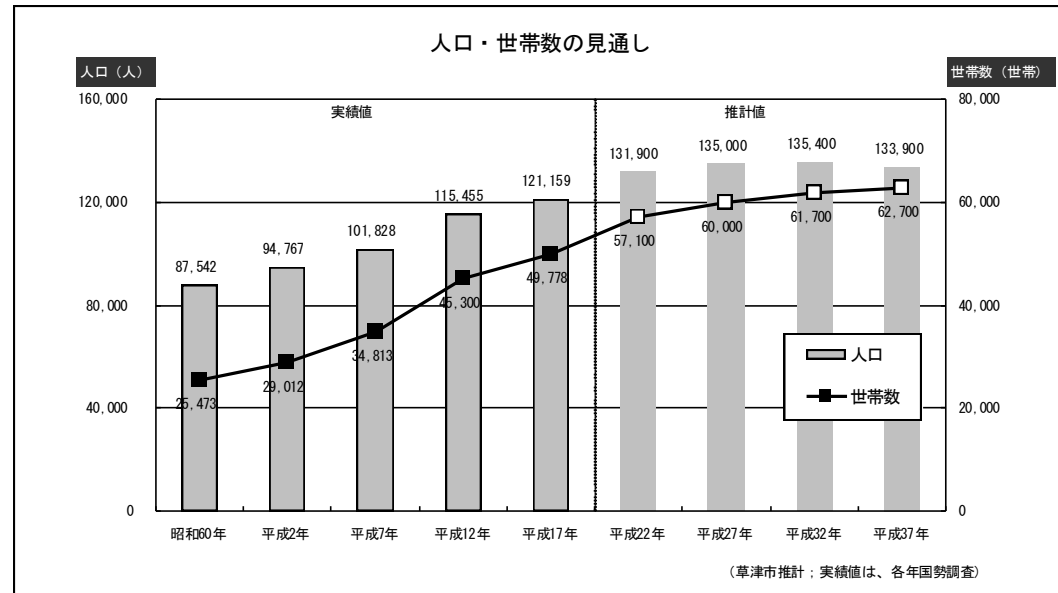
| 構 成 | 内 容 |
|---|---|
| 草津市の現状と課題 <ul style="list-style-type: none"> ・ 位置と地勢 ・ 地域の特性 ・ 人口の見通し ・ 時代の潮流 ・ 国・県の動向 ・ 主要な課題 | <ul style="list-style-type: none"> ● 草津市が置かれている現状を整理しています。 ● 現状や時代の潮流などを踏まえて、草津市のまちづくりの主要な課題を示しています。 |
| 基本構想 <ul style="list-style-type: none"> ・ 将来ビジョン ・ まちづくりの基本方向 ・ 行政の姿勢と役割 <p>■ 構想期間： 平成 22（2010）年度から 平成 32（2020）年度まで</p> | <ul style="list-style-type: none"> ● 市民と行政がともに将来に描いて共有する、これからの草津市のまちづくりの構想（ランドデザイン）です。 ● ここには「将来ビジョン」と「まちづくりの基本方向」「行政の姿勢と役割」を掲げています。 ● 草津市議会における議決を受けて策定しています。 |
| 基本計画 <ul style="list-style-type: none"> ・ リーディング・プロジェクト ・ 施策 ・ 計画の推進 <p>■ 計画期間： 平成 22（2010）年度から 平成 24（2012）年度まで</p> | <ul style="list-style-type: none"> ● 計画期間における行政運営の基本的な指針となる計画です。 ● 「リーディング・プロジェクト」として、本市まちづくりを牽引する施策について、その展開イメージを示しています。 ● 「まちづくりの基本方向」を踏まえた体系的な「施策」を示しています。 ● 市民とともに設定した「施策の目標」と「成果指標」を示しており、達成評価を可能としています。これにより、適切な進捗管理を行います。 ● 基本構想に示す「行政の姿勢と役割」を受け、行財政マネジメント力と市民自治基盤の強化に向けて取り組む内容を「計画の推進」として示しています。 |



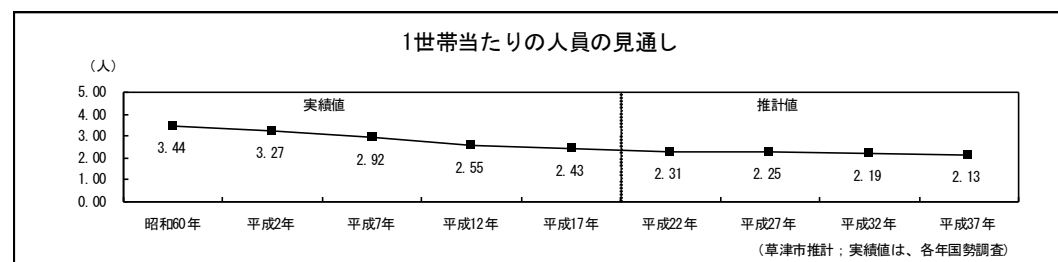
3. 人口の見通し

本市の人口は、昭和29年の市制施行時には32,152人でしたが、昭和40年代から50年代にかけて、京都・大阪など大都市周辺のベッドタウンとしての役割が強まると同時に、旧国鉄の複々線化がなされたことで、著しく増加しました。さらに、大学の立地やJR駅前の市街地整備などにより活発な宅地開発が進み、近年、一段の人口増加となって、平成17年では121,159人（国勢調査）となっています。

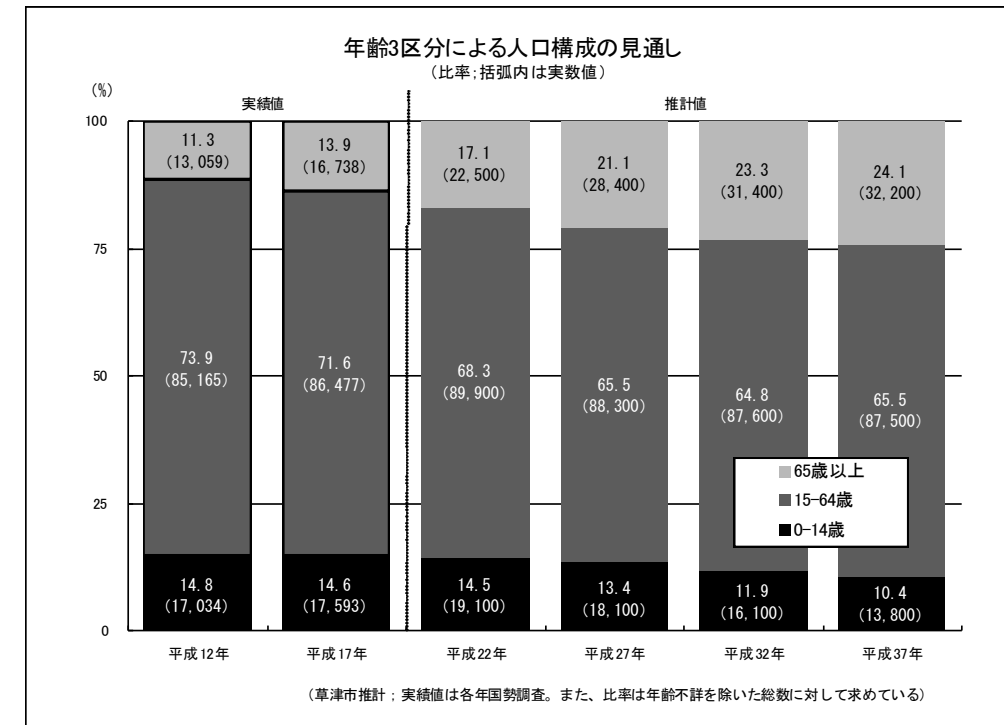
今後の推計として、本市では依然継続して人口が増加し、平成32年には135,400人程度に達する見通しであり、その後は減少に転じることが見込まれます。世帯数は、人口増加に伴って増加し、平成17年で49,778世帯となっています。平成32年には61,700世帯程度まで増加し、人口がピークを迎えた後も微増を続ける見込みとなっています。



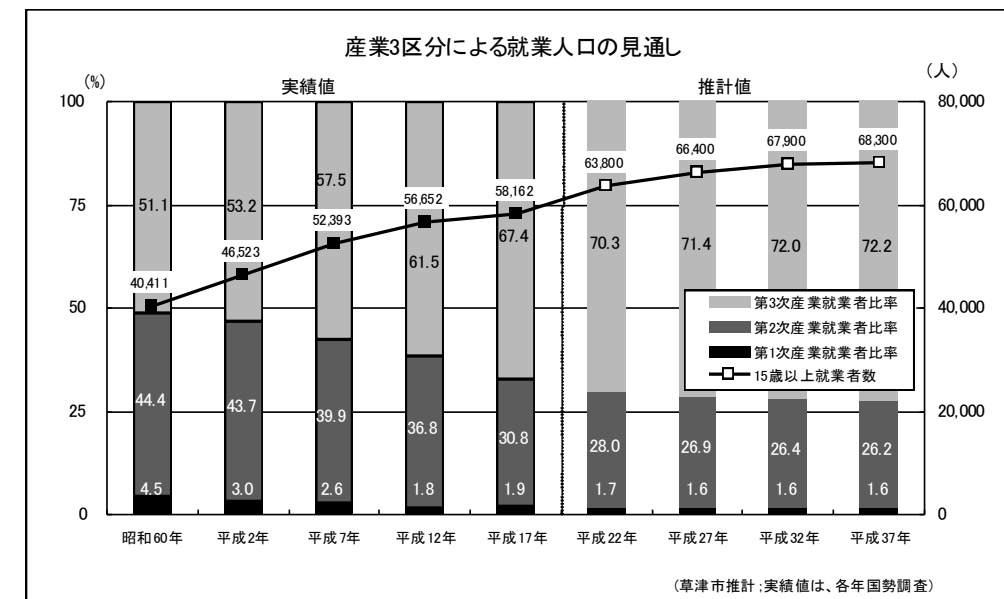
世帯規模の縮小はさらに進んで、平成17年に2.43人であった1世帯当たりの人員が、平成32年には2.19人となることを見込まれます。



年齢3区分による人口構成についてみると、年少人口（0～14歳）と生産年齢人口（15～64歳）は平成22年までは増加しますが、高齢化の進展によって、それぞれの総人口に占める比率は低下する見込みとなっています。老年人口（65歳以上）は、平成17年で16,738人（13.9%）でしたが、平成32年には31,400人（23.3%）まで増加することが見込まれます。



就業者数は、人口増加に伴って伸び、平成32年に67,900人程度になる見込みとなっています。産業3区分別に見ると、第3次産業への移行が進み、平成32年の就業者比率は、第1次産業が1.6%、第2次産業が26.4%、第3次産業が72.0%と見込まれます。



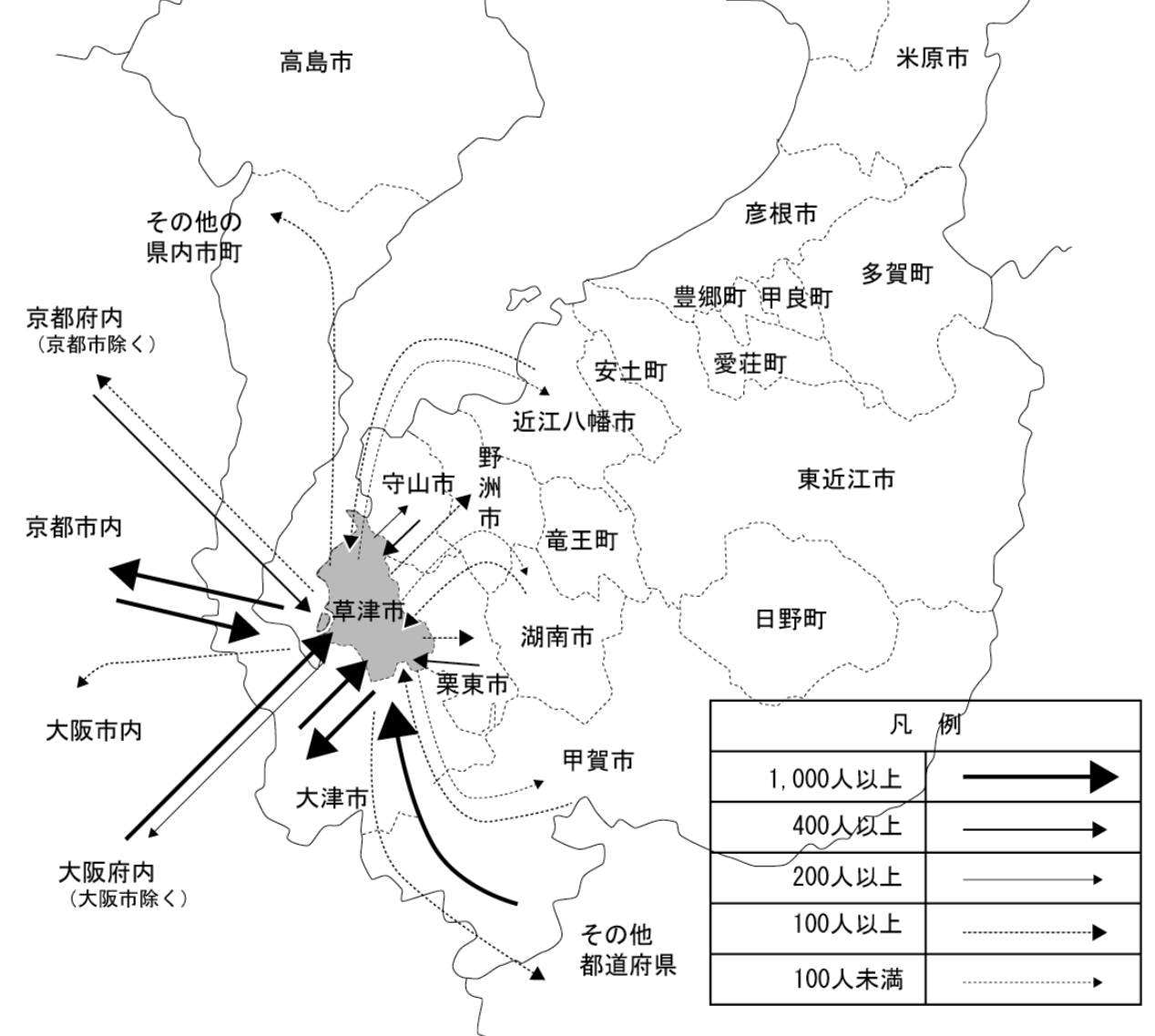
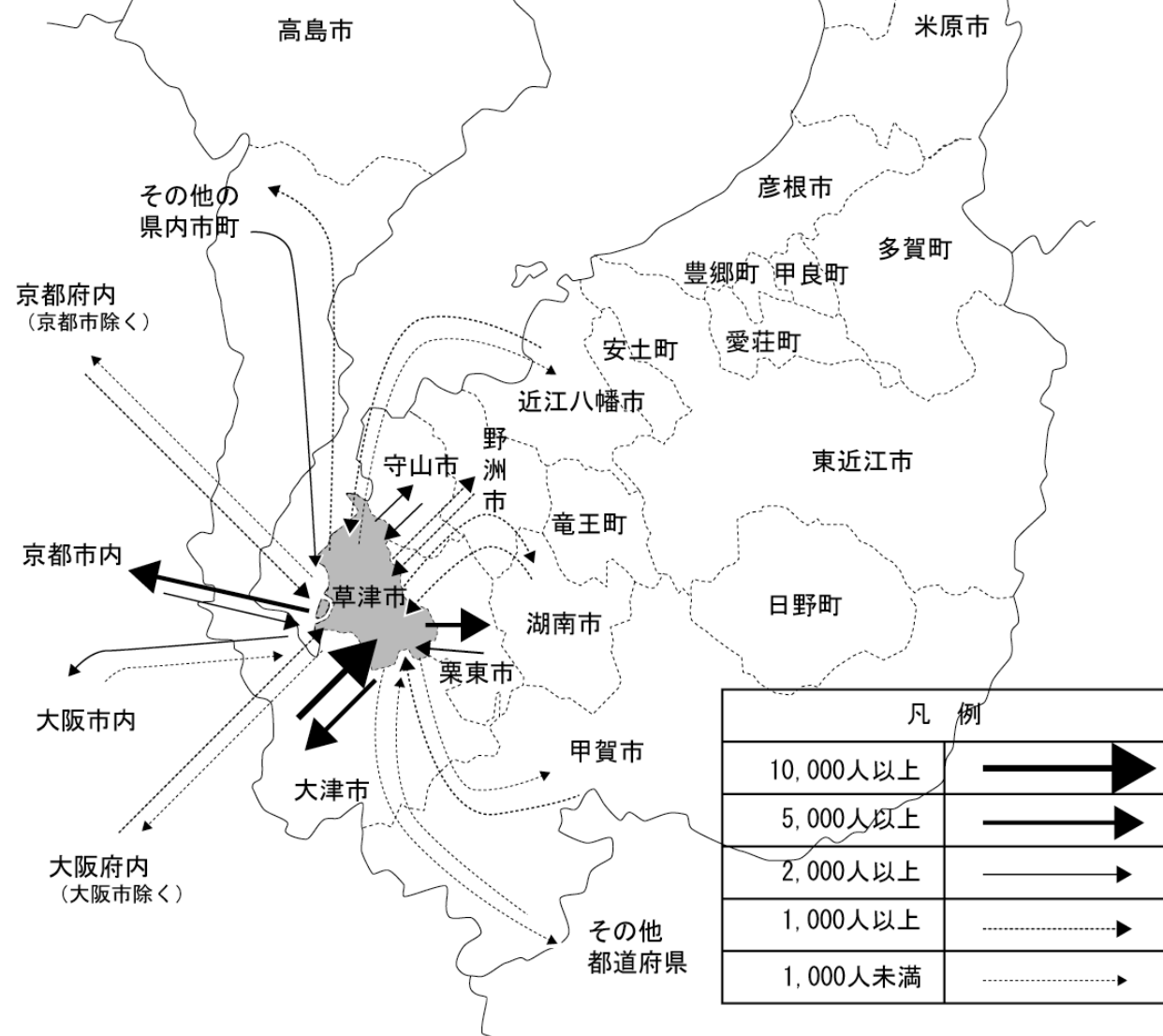
(参考) 平成 17 年国勢調査にみる、本市の人口流動

■通勤流動(15歳以上)

| | | | | | | |
|---------------------|--------|--------|-------|--------|--------|--------|
| 草津市で従業する者 | | | | 60,928 | 100.0% | |
| うち、草津市に常住し、かつ、従業する者 | | | | 28,429 | 46.7% | |
| | | 流出口 | | 流入人口 | | |
| | | 実数 | 比率(%) | 実数 | 比率(%) | 流出入差 |
| | | 29,733 | 100.0 | 32,499 | 100.0 | -2,766 |
| 滋賀県 | 大津市 | 7,702 | 25.9 | 10,145 | 31.2 | -2,443 |
| | 近江八幡市 | 508 | 1.7 | 1,184 | 3.6 | -676 |
| | 守山市 | 2,157 | 7.3 | 3,445 | 10.6 | -1,288 |
| | 栗東市 | 5,127 | 17.2 | 4,474 | 13.8 | 653 |
| | 甲賀市 | 899 | 3.0 | 1,161 | 3.6 | -262 |
| | 野洲市 | 1,423 | 4.8 | 1,624 | 5.0 | -201 |
| | 湖南市 | 1,152 | 3.9 | 1,540 | 4.7 | -388 |
| | その他市町村 | 1,478 | 5.0 | 2,731 | 8.4 | -1,253 |
| | 県外 | 京都市 | 5,018 | 16.9 | 3,000 | 9.2 |
| 京都府内(京都市除く) | | 782 | 2.6 | 1,043 | 3.2 | -261 |
| 大阪市 | | 2,073 | 7.0 | 228 | 0.7 | 1,845 |
| 大阪府内(大阪市除く) | | 872 | 2.9 | 1,170 | 3.6 | -298 |
| その他の都道府県 | | 542 | 1.8 | 754 | 2.3 | -212 |

■通学流動(15歳以上)

| | | | | | | |
|---------------------|--------|-------|-------|--------|--------|--------|
| 草津市で通学する者 | | | | 14,969 | 100.0% | |
| うち、草津市に常住し、かつ、通学する者 | | | | 7,227 | 48.3% | |
| | | 流出口 | | 流入人口 | | |
| | | 実数 | 比率(%) | 実数 | 比率(%) | 流出入差 |
| | | 3,825 | 100.0 | 7,742 | 100.0 | -3,917 |
| 滋賀県 | 大津市 | 1,031 | 27.0 | 1,101 | 14.2 | -70 |
| | 近江八幡市 | 58 | 1.5 | 128 | 1.7 | -70 |
| | 守山市 | 316 | 8.3 | 549 | 7.1 | -233 |
| | 栗東市 | 193 | 5.0 | 443 | 5.7 | -250 |
| | 甲賀市 | 20 | 0.5 | 145 | 1.9 | -125 |
| | 野洲市 | 52 | 1.4 | 360 | 4.6 | -308 |
| | 湖南市 | 14 | 0.4 | 194 | 2.5 | -180 |
| | その他市町村 | 129 | 3.4 | 483 | 6.2 | -354 |
| | 県外 | 京都市 | 1,208 | 31.6 | 1,213 | 15.7 |
| 京都府内(京都市除く) | | 165 | 4.3 | 607 | 7.8 | -442 |
| 大阪市 | | 177 | 4.6 | 324 | 4.2 | -147 |
| 大阪府内(大阪市除く) | | 338 | 8.8 | 1,070 | 13.8 | -732 |
| その他の都道府県 | | 124 | 3.2 | 1,125 | 14.5 | -1,001 |



■ まちづくりの歩み

第1次総合開発計画では「調和のとれた10万都市づくり」、第2次総合開発計画では「活力ある調和のとれた市民都市をめざして」として、京阪神大都市圏のベッドタウンとして人口が急増するなかで「調和のとれた」まちづくりを進めて現在の都市基盤の礎を築き、第3次総合計画では、都市核の形成や広域圏拠点核の位置づけなど、ハード基盤整備を中心として自主性の高い都市構造づくりを行ってきました。

第4次総合計画では、こうしたハード面からの都市機能の集積をいっそう充実させるとともに、これらをより活かすため、環境や人権、パートナーシップの仕組みづくりなどソフト面の強化を目指した新しい取り組みを進めてきたところです。

| 西暦 | 1954 | 1970 | 1981 | 1990 | 1991 | 1998 | 1999 | 2010 | 2011 |
|--------|---|---|--|--|--|--|--|--|------|
| 和暦 | 昭和29 31 39 42 44 | 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 | 56 57 58 59 60 61 62 63 平成元 2 | 3 4 5 6 7 8 9 10 | 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 | | | | |
| 人口 | ●32,152人 | ●5万人突破 ●7万人突破 | ●8万人突破 ●9万人突破 | ●10万人突破 | ●11万人突破 | | | | |
| 総合計画 | | 第1次草津市総合開発計画 「調和のとれた10万都市づくり」 (1)市民のための市政を高めるために (2)さわやかな明るいまちづくりのために (3)教育と文化を高めるために (4)豊かな近代都市づくりのために | 第2次草津市総合開発計画 「活力ある調和のとれた市民都市をめざして」 (1)人間性を尊重するまち (2)自然の美しさと生活環境を大切にすま (3)歴史と伝統を大切にすま (4)活力を創造するまち | 第3次草津市総合計画（ハイプラン21） びわ湖の感動都市 「活力と魅力あふれる生活文化創造のまち」 (1)人にやさしい生涯健康のまち (2)感性に満ちた草津人のまち (3)人が輝き、安心して暮らせるまち (4)豊かな活力を実感できるまち (5)快適な都市環境を創造するまち | 第4次草津市総合計画（くさつ2010ビジョン） 「パートナーシップで楽しく人と環境にやさしい 淡海に輝く 出合いの都市」 (1)未来を育む人間都市づくり (2)安全で快適な環境都市づくり (3)淡海に輝く活力都市づくり | | | | |
| 主な動き | ●草津市誕生（草津町・志津村・老上村・山田村・笠縫村・常盤村が合併） ●渋川地区編入 ●第一回市美術展開催 ●市民歌制定 ●第一回市美術展開催 ●第一回市美術展開催 ●第一回市美術展開催 | ●国鉄草津・京都間複々線化完成 ●第一回宿場まつり開催 ●市憲章制定 ●第一回市美術展開催 ●市民歌制定 ●第一回市美術展開催 ●第一回市美術展開催 | ●市の花「アオバ」市の木「キンモクセイ」制定 ●第一回市民教養大会開催 ●米国ミシガン州ガンテティアク市と姉妹都市提携 ●「草津市民の環境を守る条例」制定 ●「ゆたかな草津人権と平和を守る都市」宣言 ●「交通安全都市宣言」 ●第一回「Oh!草津マラソン」開催 ●草津市史第七巻刊行で編さん完了 ●湖岸堤、管理用道路開通 ●中国上海市除塵区と友好交流始まる | ●「ゆたかな草津人権と平和を守る都市」宣言 ●「交通安全都市宣言」 ●第一回「Oh!草津マラソン」開催 ●草津市史第七巻刊行で編さん完了 ●湖岸堤、管理用道路開通 ●中国上海市除塵区と友好交流始まる | ●公文書公開制度スタート ●「草津市環境基本条例」施行 ●群馬県草津町と友好交流協定締結 ●（別府市・摂津市・津山市・舞津市・5都市と相互応援協定締結 ●「草津市人権擁護に関する条例」制定 ●「草津市自転車等駐車秩序の確立に関する条例」制定 ●「草津市環境基本条例」施行 ●群馬県草津町と友好交流協定締結 ●（別府市・摂津市・津山市・舞津市・5都市と相互応援協定締結 ●「草津市人権擁護に関する条例」制定 ●「草津市自転車等駐車秩序の確立に関する条例」制定 | ●公文書公開制度スタート ●「草津市環境基本条例」施行 ●群馬県草津町と友好交流協定締結 ●（別府市・摂津市・津山市・舞津市・5都市と相互応援協定締結 ●「草津市人権擁護に関する条例」制定 ●「草津市自転車等駐車秩序の確立に関する条例」制定 ●「草津市環境基本条例」施行 ●群馬県草津町と友好交流協定締結 ●（別府市・摂津市・津山市・舞津市・5都市と相互応援協定締結 ●「草津市人権擁護に関する条例」制定 ●「草津市自転車等駐車秩序の確立に関する条例」制定 | ●公文書公開制度スタート ●「草津市環境基本条例」施行 ●群馬県草津町と友好交流協定締結 ●（別府市・摂津市・津山市・舞津市・5都市と相互応援協定締結 ●「草津市人権擁護に関する条例」制定 ●「草津市自転車等駐車秩序の確立に関する条例」制定 ●「草津市環境基本条例」施行 ●群馬県草津町と友好交流協定締結 ●（別府市・摂津市・津山市・舞津市・5都市と相互応援協定締結 ●「草津市人権擁護に関する条例」制定 ●「草津市自転車等駐車秩序の確立に関する条例」制定 | ●公文書公開制度スタート ●「草津市環境基本条例」施行 ●群馬県草津町と友好交流協定締結 ●（別府市・摂津市・津山市・舞津市・5都市と相互応援協定締結 ●「草津市人権擁護に関する条例」制定 ●「草津市自転車等駐車秩序の確立に関する条例」制定 ●「草津市環境基本条例」施行 ●群馬県草津町と友好交流協定締結 ●（別府市・摂津市・津山市・舞津市・5都市と相互応援協定締結 ●「草津市人権擁護に関する条例」制定 ●「草津市自転車等駐車秩序の確立に関する条例」制定 | |
| 主な施設整備 | ●国鉄草津駅（現駅舎）完成 ●湖南衛生プラント完成 ●上水道の一部給水開始 | ●市立保育所（草津保育所）開設 ●近江大橋開通 ●学校給食センター完成 ●勤労青少年ホーム完成 ●草津用水完成 | ●農業者トレーニングセンター完成 ●勤労福祉センター・働く婦人の家完成 ●志津運動公園完成 ●社会福祉センター完成 ●常盤農業者研修センター開設 ●志津公民館移転新築 ●清掃工場操業開始 ●市民体育館完成 ●笠縫公民館改築 ●プラスチックの再生処理工場運転開始 | ●常盤公民館移転新築 ●サンサン通り、駅西側三路線開通 ●ロクハ公園プール完成 ●老上公民館改築 ●山田公民館移転新築 ●玉川公民館開設 ●市立図書館オープン ●矢倉公民館開設 ●コミュニティ防災センター完成 ●笠縫東公民館開設 ●草津公民館改築 ●草津市総合体育館完成 ●草津第二公民館開設 | ●常盤公民館移転新築 ●サンサン通り、駅西側三路線開通 ●ロクハ公園プール完成 ●老上公民館改築 ●山田公民館移転新築 ●玉川公民館開設 ●市立図書館オープン ●矢倉公民館開設 ●コミュニティ防災センター完成 ●笠縫東公民館開設 ●草津公民館改築 ●草津市総合体育館完成 ●草津第二公民館開設 | ●常盤公民館移転新築 ●サンサン通り、駅西側三路線開通 ●ロクハ公園プール完成 ●老上公民館改築 ●山田公民館移転新築 ●玉川公民館開設 ●市立図書館オープン ●矢倉公民館開設 ●コミュニティ防災センター完成 ●笠縫東公民館開設 ●草津公民館改築 ●草津市総合体育館完成 ●草津第二公民館開設 | ●常盤公民館移転新築 ●サンサン通り、駅西側三路線開通 ●ロクハ公園プール完成 ●老上公民館改築 ●山田公民館移転新築 ●玉川公民館開設 ●市立図書館オープン ●矢倉公民館開設 ●コミュニティ防災センター完成 ●笠縫東公民館開設 ●草津公民館改築 ●草津市総合体育館完成 ●草津第二公民館開設 | ●常盤公民館移転新築 ●サンサン通り、駅西側三路線開通 ●ロクハ公園プール完成 ●老上公民館改築 ●山田公民館移転新築 ●玉川公民館開設 ●市立図書館オープン ●矢倉公民館開設 ●コミュニティ防災センター完成 ●笠縫東公民館開設 ●草津公民館改築 ●草津市総合体育館完成 ●草津第二公民館開設 | |

4. 時代の潮流

本市のこれからのまちづくりを考える上で重要な時代の潮流を、以下の7点に整理します。

① 人口構造と社会資本

少子・高齢化が進み人口減少の時代に至ったことで、社会保障制度をはじめとする日本社会の仕組みの根幹が揺らいでいます。また、世帯規模が小さくなり、家族や地域のネットワークから孤立する世帯が増えて、とりわけ子育て期や高齢期の生活課題がより深刻なものとなってきています。

人口や世帯の構造的な変化に対応して、今後とも安定的に継続・発展できる社会としていくため、人口増に応じて社会資本整備を進めた「成長型社会」から、「選択と集中」によって既存の社会資本を効率的に活用する「成熟型社会」へと転換していく必要があります。また、目前には医療や介護等に要する社会保障費のさらなる増加が見込まれることにも備え、さらに地域社会の連帯をより強めて、これを乗り越えていく必要があります。

② 地方分権と市民自治

国主導型から住民主導・地域主導型の行政へと地方分権が進み、さらに、国においては、第二期地方分権改革として、道州制などを含めた、さらなる分権が検討されています。こうしたことを背景に、各自治体には「自主」「自立」を前提とした「自律」への変革が迫られ、地域経営を自ら考える立場から新たな行政システムをつくることが求められています。

さらには、身近な地域の自治を地域住民が自律的に行う時代も視野に入れながら、市民と行政、市民と市民など多様な「協働」を基軸とする市民自治の体制を準備していくことが重要となっています。

※ **自主・自立・自律**：「自主」は自らが主体であること、「自立」とは自らの意思に基づくこと、「自律」とは自ら行動を制御することをいう。

※ **地域経営**：自治体改革のひとつの目標像として、地域社会にある社会資源・財源を有効に活用し、市民ニーズを的確に捉えた公共サービスを提供することをいう。

※ **第二期地方分権改革**：地方分権改革は、平成7年の地方分権推進法の制定から、平成18年の三位一体の改革までの一連の改革を第一期改革と捉えることができる。第一期改革を未完の改革とし、さらなる地方分権改革の推進のため、平成18年12月の地方分権改革推進法の制定によって第二期分権改革が始まっており、基礎自治体が「地域づくりの主役」となれるような体制の整備に向けた検討などが進められている。

※ **道州制**：現行の都道府県制度を廃止し、複数の都道府県を統合した「広域行政体」＝「道」「州」によって自律する自治の体制をつくる制度をいう。

③ 地域経済と都市間連携

製造業等は、貿易や金融などを含めた国際的な政治・経済の影響を受けて、地域経済を大きく左右します。商業等は、今後の人口減少に伴い、大都市圏以外では顕著に落ち込むと見込まれています。

これらを踏まえつつ地域経済を持続的に発展させていくため、地域経済のまとまりを重視して、都市間連携のもとで都市構造を合理的なものに再構築するとともに、少子・高齢化に対応した地域商業等の育成と競争力のある工業等の重点的振興が求められるところです。また、地域のうるおいと環境を守る農業については、その活性化と産業価値の高次化を図っていくなどが求められます。

※ **産業価値の高次化**：農業本来の第1次産業としての価値にとどまらず、第2、3次産業の価値をも取り込んで、より高次の産業価値を表現し、農業の活性化と持続可能な地域づくりを進めようとするもので、第1次産業の1と第2次産業の2、第3次産業の3を足し算（または掛け算）すると「6」となることから“第6次産業化”と言われる。

※ **産業分類**：一般的に、農林漁業を第1次産業、建設業・製造業等を第2次産業、その他のサービス業等を第3次産業と大別している。

④ 地球環境と暮らし

地球温暖化や熱帯林の減少、酸性雨、オゾン層破壊などの多岐にわたる地球環境問題、資源・エネルギー問題などは、私たちの日常生活、あるいは企業活動、経済活動と深く関わっており、その解決に向けて大量生産・大量消費型社会から省資源・資源循環型社会への転換が進められています。

今後さらに、エネルギー利用などにおける新しい技術の開発・利用と併せて、それぞれの地域で風土などの特性を生かしたまちと暮らしをつくり出し、地球環境と調和した持続可能な社会を形成していくことが求められます。

⑤ ^{リテラシー} 情報活用力とコミュニケーション

インターネットや携帯電話などの情報通信技術の発達と普及により、私たちの生活は飛躍的に便利になってきています。しかし一方で、あふれる情報を適切に処理し活用する力を社会的に高める必要性や、拡大する情報格差の解消、プライバシー保護と情報管理の矛盾など、克服すべき様々な課題も山積しています。

また他方では、国や言語などの壁をも超えたコミュニケーションも広く個人のものとなりつつあります。互いに認め合う文化がいつそ社会に浸透していくなかで、多様なコミュニケーションは一人ひとりが「個性」と「表現」を大切にする価値観へも結びつき、そして地域へと広がって、地域の魅力を生み出し伝えるものとして、生活に根ざしたコミュニティ・メディアの役割と可能性も高まってきています。

⑥ 多文化共生と地域文化

今日、世界的に人々が国境を越えて移動していく状況が進んでおり、わが国でも「グローバル戦略」などによって外国人労働者や留学生が年々増加し、国内への定住も進んでいます。こうしたことが、地域社会に様々な影響をもたらしていることに留意が必要です。

その人たちを地域社会の一員として受け入れることは当然求められるところですが、従来の地域社会のなかに、生活習慣など文化的背景が異なる在日・滞日外国人が増加するに伴って、その人権と生活を守る上で必要な社会の仕組みやサービスなどの不足が顕著となってきています。

こうした状況に適切に対策し、あらゆる人権と様々な文化を大切にすると多文化共生社会として、地域の文化をさらに高めて、**世界的な人権文化の発展への寄与を果たしていく必要があります。**

※ **人権文化**：人権文化とは日常生活の中で、お互いの人権を尊重することを、自然に感じたり、考えたり、行動することが定着した生活の有り様そのものをいう。

※ **グローバル戦略**：「日本を世界により開かれた国とし、アジア、世界の間ヒト・モノ・カネ、情報の流れを拡大」し、国際社会における日本の成長力・競争力の強化を図るための戦略として、平成18年5月に経済財政諮問会議により示されたもの。

⑦ 安全・安心と地域社会

近年、世界各地で気候変動などに起因する大きな災害が頻発し、我が国でも台風や地震などの被害が多発しています。さらには、東南海・南海地震や琵琶湖西岸断層帯等を震源とする地震の発生予測などもあり、国内に自然災害への不安が強まっています。

また、新しい感染症の発生とその世界的流行拡大の可能性、子どもが被害者となる犯罪や食の安全性への不信につながる事件の続発、さらには身近に起こる火災、交通事故など、私たちの暮らしの安心を脅かす様々な現状があります。

地域社会の安全・安心を確かなものとしていくため、市民一人ひとりが危機管理に対する意識と知識を持ち、地域社会における人と人のつながりを強めていくことが重要となっています。

5. 国・県の動向

本市まちづくりに関わる国・県の主要な動向について、以下にまとめます。

国・広域圏の動き

国土形成計画法に基づく「国土形成計画（全国計画）」（平成 20 年 7 月閣議決定）では、国土像を「多様な広域ブロックが自立的に発展する国土を構築するとともに、美しく、暮らしやすい国土の形成を図る」として、その実現のための戦略的目標、各分野別施策の基本的方向等を示しています。現在、「国土形成計画（全国計画）」に対応する広域地方計画として「近畿圏広域地方計画」の検討が進められています。

滋賀県の動き

平成 19 年 12 月に「未来を拓く共生社会へ」を基本理念とする「滋賀県基本構想」を策定し、構想実現に向けて「人の力を活かす」「自然の力を活かす」「地と知の力を活かす」の 3 つの戦略と 14 の重点的な施策、「暮らし」「経済・産業」「環境」「県土」の 4 分野から展開していく施策を打ち出しています。

（参考）

| | 概要 |
|-----------|--|
| 国土形成計画 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 我が国が人口減少時代を迎えている今日、国土づくりにおいても大きな転換が必要となっている。こうした状況の中、国土形成計画は、これまで 5 次にわたって策定・推進されてきた全国総合開発計画（全総）に代わって策定される、新しい国土づくりの計画。 ○ 具体的には、現在、そして将来に生きる私たちが、安心して豊かな生活を送るための地域整備、産業、文化、観光、社会資本、防災、国土資源、自然環境などを含めた長期的な国土づくりの指針を示すものとなる。 ■ 「成熟社会型の計画へ」 <ul style="list-style-type: none"> ・ これまでの量的拡大「開発」基調を目指す計画から、「成熟社会型の計画」への転換によって、国土の質的向上を目指し、国土の利用と保全を重視した計画となる。 ■ 二層の計画体系（国と地方の協働によるビジョンづくり）へ <ul style="list-style-type: none"> ・ 国土形成計画は、「全国計画」と、2 つ以上の都府県にまたがる広域ブロックごとに作成される「広域地方計画」から構成されている。 ・ 「広域地方計画」は、北海道と沖縄県を除く全国を、首都圏・近畿圏・中部圏・東北圏・北陸圏・中国圏・九州圏の 8 つの「広域ブロック（広域地方計画区域）」に分け、ブロックごとに策定される計画。 ■ 新しい国土像 <ul style="list-style-type: none"> ・ 多様な広域ブロックが自立的に発展する国土を構築するとともに、美しく、暮らしやすい国土の形成を図る。 |
| 近畿圏広域地方計画 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 近畿の目指すおよそ 10 年後の近畿の姿 <ul style="list-style-type: none"> ・ 歴史・文化に誇りとこだわりを持って本物を産み育む圏域 ・ 首都圏とは異なる多様な価値が集積する日本のもう一つの中心核 ・ アジアをリードする世界に冠たる創造・交流拠点 ・ 人と自然が共生する持続可能な世界的環境先進国 ・ 都市的魅力と自然的魅力を日常的に享受できる圏域 ・ 人々が自律して快適で豊かに暮らせる高福祉圏域 ・ 暮らし・産業を支える災害に強い安全・安心圏域 |

| | 概要 |
|------------------|--|
| 近畿圏基本整備計画（第 5 次） | <ul style="list-style-type: none"> ○ 近畿圏整備法に基づき、近畿圏の建設とその秩序ある発展を図るための総合的、かつ基本的な方針を定める計画で、これまで第 1 次（昭和 40 年）、第 2 次（昭和 46 年）、第 3 次（昭和 53 年）、第 4 次（昭和 63 年）の計画が策定されている。2015 年までの 15 か年の計画。 ■ 近畿圏の将来像 <ul style="list-style-type: none"> ・ 強くてしなやかな産業経済圏域の形成／内外から人々が集う交流・情報発信圏域の形成／文化・学術の中核圏域の形成／歴史文化や自然と調和した安全で快適な生活空間の形成 ■ 目指すべき圏域構造 <ul style="list-style-type: none"> ・ 近畿圏は、現在、京都、大阪、神戸を中心とする三極一軸の構造であり、この中で京阪神大都市地域では産業活力や全国の中核機能の低下、南北近畿では地域産業の低迷、人口減少、高齢化等が生じている。 ・ すなわち、各都市・地域が個性を育てるとともに、切磋琢磨し競い合い、「核」となることを目指し、それらが散りばめられた「多核」である近畿圏を形成する。また、各都市・地域間の重層的な連携により圏域各地域で「連携軸」を形成する。 ・ 各地域で形成されたこれらの「連携軸」の状況を圏域全体で見ると、あたかも東西方向、南北方向に広がる「格子状」となる。このようにして、近畿圏は「多核格子構造」を形成する。 ・ 多核格子構造の形成に当たっては、播磨地域から神戸、大阪、京都を経て、琵琶湖東部、さらには名古屋大都市地域に至る連携軸を始め、各連携軸の形成を図っていくが、近畿圏全体の一体的な発展のために、大阪湾環状軸、関西内陸環状軸、若狭海道軸、吉野熊野歴史自然軸、T・TAT 連携軸、福井・滋賀・三重連携軸を戦略的に形成する。 ■ 戦略的な連携軸の形成 <ul style="list-style-type: none"> ・ 大阪湾環状軸の形成／関西内陸環状軸の形成／若狭海道軸の形成／吉野熊野歴史自然軸の形成／T・TAT 連携軸の形成／福井・滋賀・三重連携軸の形成（福井から滋賀を経て三重にかけて、諸機能の充実とそれぞれの連携の強化によって地域の活性化、中部圏との連携の強化を図り福井・滋賀・三重連携軸を形成する） <p>※ T・TAT 連携軸：1995 年 12 月、京都、兵庫、徳島、高知の四府県などが結成。古称の丹後（T；京都府）・但馬（T；兵庫県）・阿波（A；徳島県）・土佐（T；高知県）の頭文字と、各地域をつなぐと T 字形になることから命名。</p> |
| 滋賀県基本構想 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 県政運営を総合的に行う基本的な指針となるもので、県政の最上位計画として、部門別の各種計画、ビジョンの基本となるもので、県庁だけでなく、県民や各種団体、企業などが、それぞれの役割に応じて積極的・主体的に取組を進める上での共通の指針と位置づけている。平成 19 年度（2007 年度）から平成 22 年度（2010 年度） ■ 基本理念 <ul style="list-style-type: none"> ・ 未来を拓く共生社会へ ・ 時代が大きく変化する中で、私たち自身の幸せや豊かさを求めながらも、子や孫たちが滋賀の地に誇りを持ち、幸せや豊かさを実感し安心して暮らすことができるよう行動していくことが、私たちの世代に求められています。 ・ こうした認識のもと、地域や個人の自律性を高め、県民や各種団体、企業、行政などが協働することによって、世代や文化の違いを超え多様な価値観を認め合い、豊かな自然と調和する、人と人、人と自然が共生する社会を築き、私たちの暮らしの未来、社会の未来を拓きます。 ■ 戦略 <ul style="list-style-type: none"> ○人の力を活かす（社会で子育てを支える／力を発揮できる多様で柔軟な活躍の場をつくる／子どもの多様な学びの場をつくる／健康でいきいきと暮らせる仕組みをつくる／地域での多様な支え合いの輪を広げる／多文化共生を目指す） ○自然の力を活かす（自然本来の力を保全し、再生する／自然を活用した産業を活性化させる／持続可能な社会を目指す／自然の力を憩いや学びに活用する） ○地と知の力を活かす（新規成長産業の創造や新たな事業活動への挑戦を支援する／滋賀県の特性を活かした産業を育成・支援する／安全で美しいやすらぎのあるまちづくりを進める／文化・芸術が息づく魅力的なまちをつくる） |
| 大津湖南地域広域市町村圏計画 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 草津市、大津市、栗東市、守山市、野洲市で構成する大津湖南広域市町村圏協議会において、圏域の総合的・一体的発展を図るため策定される計画。平成 13 年度（2001 年度）～平成 22 年度（2010 年度） ■ 圏域の将来像 <ul style="list-style-type: none"> ○人と環境が調和し、未来に羽ばたく「大津湖南」 <ul style="list-style-type: none"> ・ 21 世紀初頭において、生活と自然、利便性とゆとり、活力と安らぎ、たくましさ柔軟性、そして機能性と快適性を併せ持つ都市空間を整備し、個性的で魅力あふれる生活圏域の形成をめざす。 ■ 地域整備構想 <ul style="list-style-type: none"> [目指すべき目標] ○ 環状連携都市圏：圏域を構成する各都市は、地域の特性に応じた自律的な発展と振興を図りつつ、広域的な交流基盤の形成を通じて産業や地域活動における連環を進め、21 世紀に向け新たな生活文化を創造する参加と連携のあり方を確立する。 [交流圏の形成] <ul style="list-style-type: none"> ・ 今後も高度情報通信基盤の充実と計画中の広域交通基盤の整備を推進し、本圏域の開発ポテンシャルを高める。 ・ さらに、広域交通基盤と圏域内の既存道路及び県内隣接地域及び隣接府県との接続・連携を強化し、本圏域を中心として京阪神・中部の各地域へと広がる多様な都市間・地域間交流圏域の形成をめざす。 <p>※ 総務省では、「集約とネットワーク」の考え方により、中心市と周辺市町村が協定に基づき相互連携する「定住自立圏構想」の具体化へ向けて検討を進めている。</p> |

6. 主要な課題

草津市の特性や時代の潮流などを踏まえて、本市のこれからのまちづくりの主要な課題について、「人とまち」「暮らしと活力」「自治と地域経営」の3つの視点から以下に整理します。

(1) 人とまち

① “出会い”による市民文化の高まりを

本市は、これまでのまちづくりによって「人口が集積するまち」としての一定の条件を作り上げてきており、市内には、歴史に培われ地域の暮らしになじんだ文化と新しくもたらされる様々な文化が出会う機会が広がっています。

こうした“出会いの広がり”と“互いの認めあい”のなかで、市民一人ひとりがまちに対する愛着や誇りを実感しながら“草津を語れる市民”となって、**多様なコミュニケーションにより**、市民文化のさらなる高まりを生み出し続けていくことが求められます。

② 人が学び育つ仕組みを

子どもと子育てを取り巻く状況が変化するなかで、家庭や学校の教育力を高めながら、地域ぐるみで子どもの育ちを守っていくことが重要となっています。

未来に夢と希望を導く子どもが健やかに育ち、豊かな心と生きる力、確かな学力を身につけていけるよう、世代を超えた様々な人の関わり合いのなかに「人が学び育つ仕組み」を充実させていくことが求められます。

既に取り組んでいる地域協働合校や各種スポーツ活動をはじめとして、家庭、学校、地域や企業・大学等との連携を進めて、“未来の担い手”がいつそう輝くまちとなることが望まれます。

※ **地域協働合校**：小学校区などを単位とした市内の各地域において、子どもと大人が世代を超えて知恵を出し合い協力して共に活動し、社会の変化に対応するために学び合う「地域学習社会」を表す。

③ 環境と調和したまちを

地球市民として、また、この地に暮らすものとして、私たちは本市を取り巻く自然環境を守り、また、地球環境保全に貢献する循環型社会を構築する必要があります。

とりわけ、人口増加にあわせて急速に市街化が進んだ結果、琵琶湖や農地、山林、草津川廃川敷地などの土地利用において、より適切な保全と活用を図っていくことが重要となっています。まちの整備にあっては、環境調和と持続可能性を基本として、良好な都市空間やうらおいのある景観の形成などを図っていくことが求められます。

(2) 暮らしと活力

④ 子育て・子育ての応援と熟年世代の社会参加を

少子化や就労形態の多様化などを背景として「家族」や「育児」の姿が変化するなか、本市では子育て期にある世帯の転入が進んでおり、拡大する子育て・子育て支援の需要に応えていくことが求められています。

また、高齢期を迎えますますます活躍する人が増える一方で、やはり、医療や介護等に要する社会負担が大きくなることも避けられず、健康増進と介護予防、熟年世代からの社会参加の促進等が重要となっています。

これらの課題のほか、障害のある人の地域生活が拡大していることなどにも対応しながら、保健・医療・福祉については、限りある社会資源を有効に活用して適切なサービスの提供に努める必要があります。

⑤ “歩いて暮らせる”まちを

市街地の拡大や郊外での大規模商業施設の立地などにより、これまで以上に自動車に依存するライフスタイルが広がっていますが、その反面、地域生活に密着した身近な商業は弱まっています。超高齢社会が目前であることも踏まえ、市内各地域で既存の商店街や大規模商業施設などを活かして生活に不可欠で基本的な機能が暮らしの身近に配置されるよう誘導を図ることが求められています。また、市街地中心部については、市民や来訪者が生き生きと活動できる“まちなか”として、文化・レクリエーション機能や業務オフィスなどのいっそうの集積が期待されます。

加えて、市内における円滑な移動を確保するため、歩道・自転車道を含む安全で快適な生活道路、市内各地域あるいは市内外を結ぶ幹線道路、公共交通のネットワークを充実させることが望まれるところです。

⑥ 充実した都市機能のいっそうの活用を

新名神高速道路の整備などにより、本市は近畿圏、中京圏の両大都市圏を結びつける要衝の地としての交通条件を有しています。JR 草津駅・南草津駅周辺にはまちの中心として多様な都市機能が集まり、東南部丘陵地などには県内有数の高度な研究・開発や新産業育成等の機能が集まっています。

これら都市機能の集積を最大限に生かして、企業立地の誘導を図り、異業種交流などを通じて新しい産業や雇用を生み出し、さらに活力と存在感のあるまちとなっていくことが望まれます。

(3) 自治と地域経営

⑦ 地域課題に対応できる地域コミュニティを

人口増加が続く本市では、人口特性が小地域単位で様々に異なるモザイク状となっています。そのなかには、高齢化が著しく進んでいる地域や子育て期の世帯が多い地域があり、そこでは、地域ぐるみによる日常生活への支援やあたたかい見守りなどが非常に重要となってきています。そして、地域福祉に関わるものだけでなく、防犯・防災、生活環境など多岐にわたる地域課題への対応については、町内会などの地域コミュニティをはじめ、ボランティア、NPOなどの市民活動団体が果たす役割が大きいことから、それらの活性化とネットワークの強化を図っていく必要があります。

⑧ 市民自治の“新しい段階”への準備を

本市は、これまで市民・地域・大学・企業・行政等の「協働」により様々な“担い手”と広く出会いながらまちづくりに取り組んできています。

これまでの「協働」によるまちづくりの成果を基礎として、さらに取り組みの拡充を図り、自治に対する市民意識を高め、身近な地域づくりを地域が主体的に行う体制をつくりながら、市民自治の“新しい段階”に向かう準備を進めていく必要があります。このとき、新しい技術を積極的に活用しながら、地域情報基盤の刷新と情報公開の充実を図っていくことが重要となります。

⑨ 地域経営への転換を

地方分権の時代にあって国の「三位一体の改革」が行われ、地方交付税の大幅な減額や国庫補助負担金の削減がなされる一方、社会保障などの義務的経費が増大するなど、本市財政は硬直化が進んでいます。

近隣都市との連携など広域的な資源・財源のマネジメントと、地域コミュニティにおけるマネジメントの両面から、地域社会にとって本当に大切なことを市民とともに考え進める「地域経営」を行う必要があります。

※ **義務的経費**：一般歳出における人件費・扶助費・公債費。反対に「投資的経費」は、その支出の効果が中長期的で、固定的な資本の形成に向けられるもの。

基本構想

- 市民と行政がともに将来に描いて共有する、これからの草津市のまちづくりの構想（ランドデザイン）です。
- ここには「将来ビジョン」と「まちづくりの基本方向」「行政の姿勢と役割」を掲げています。
- 草津市議会における議決を受けて策定しています。

この基本構想の期間は、平成 22（2010）年度から平成 32（2020）年度までとします。

（イメージ図ラフスケッチ；暫定稿）



1. 将来ビジョン

本市の将来ビジョンを、「将来に描くまちの姿」と将来人口とまちの構造による「基本フレーム」をもって以下に示します。

（1）将来に描くまちの姿

私たちは、将来の草津市を“住み続けたいまち”、“草津の市民”としての喜びが感じられるまちとして、以下のように構想します。

キャッチフレーズ（案）

**出会いが織りなすふるさと
元氣と潤いのあるまち 草津**

高いところざし

将来の草津市では、まちづくりに対する高いところざしによって、琵琶湖のほとりの自然環境と人々の活動が調和し、美しさ、心地よさ、**うるおい**と生活の豊かさ、“ふるさと草津”への愛着と**草津市民としてのわたしたちの誇り**が生み出されています。

出会いと交流

街道文化が息づくまちは、いつも出会いと交流に満ちて、誰もが、互いを尊重し認めあい、学びあい磨きあいながら、“受け継いだもの”や“新たなもの”などの交わりにふれて知恵と心を育み、生き生きと輝いています。

親しみと憧れ

その輝きは、人から地域、産業などへも行き渡ってまち全体の**元氣・活力**となって**市民の夢を育て**ており、草津の気風・文化などに**市外からも親しみと憧れを集める**“新しい魅力”を創り出して、**様々な感動**を広げています。

自負と責任

市民・地域・大学・企業・行政等の「協働」を軸に市民自治の仕組みが丁寧に組み立てられており、文化・教育・環境・経済などあらゆる分野で滋賀県全体を先導する自負と責任を持ちながら、周辺の自治体とともにさらなる未来を拓こうとする、力強い地域経営が行われています。

(2) 基本フレーム

① 将来人口

本市人口は、基本構想の期末である平成32年に最大となって、その後、減少へ向かうと推計しています。これらを踏まえ、本市では基本構想の人口フレームを以下のとおりとします。

平成32年：135,000人

なお、ここに設定する将来人口を一定の上限と見据えて、既に人口減少社会を迎えた全国自治体の今後の動向に学びながら、成熟型社会のまちづくりを進めていきます。

② まちの構造

ア. 基本的な考え方

自然環境と調和した土地利用を基本に暮らしの基盤を充実させ、さらに、様々な都市機能の集積を誘導して、これらそれぞれがネットワークした、便利で快適なまちの構造とします。

その要素としては、「ゾーン」「都市拠点」「環状道路」「うるおいネットワーク」として以下に示します。

イ. 3つのゾーン

土地利用の面から、3つのゾーンを位置づけます。

まちなかゾーン：本市の中心市街地で、誰もが楽しめる“都心部”として、商工業施設、業務オフィス、文化・レクリエーション施設、官公署などの集約化を誘導するゾーンであり、うるおい豊かでにぎわいと交流に満ちた、まちなか居住のゾーンです。

文化・交流ゾーン：快適な居住環境を守るとともに、大学を中心とした様々な分野の人材育成・研究・開発のほか、福祉・医療、文化等の交流活動や製造業等の産業活動を促進するゾーンです。

共生ゾーン：農業・水産業のほか、自然環境との関わり合いのなかで市民生活が営まれるゾーンです。このうち湖岸域を、琵琶湖と人の関わり合いをより積極的につくっていく「くさつエコミュージアム」に位置づけます。

ウ. 3つの都市拠点

まちの資源の高度集積・活用を生かす3つの拠点を位置づけます。各拠点の相互のネットワーク化を進め、まち全体の活力や魅力を生み出すものとします。

にぎわい拠点：まちなかゾーンのうち、JR草津駅とJR南草津駅周辺地区を双眼の核としたにぎわいをつくる拠点です。

学術・福祉拠点：草津JCTや草津田上ICによる地の利を最大限に生かして、産官学あるいは研究機関との連携、新たな産業の創出、また、福祉・医療、文化等の交流を促進する拠点です。

湖岸共生拠点：市民や本市を訪れる人に憩いや安らぎを提供し、同時に、人と環境が調和した暮らしについて語りかけてくれる拠点です。「くさつエコミュージアム」のシンボルとなります。

エ. 3つの環状道路

本市の基本的なまちの構造をつくり、市内外を結ぶ「ひがし環状道路」「にし環状道路」と、都市の中心性を高める「まちなか環状道路」を位置づけます。これらの環状道路は、まちの資源の集積と効果的な活用を図るため、相互に接続するものとします。

まちなか環状道路：JR草津駅、JR南草津駅周辺の「にぎわい拠点」を両端として、「ひがし環状道路」「にし環状道路」の交わりに位置づけた「まちなかゾーン」の内側を環状に結ぶ道路です。

ひがし環状道路：大津湖南幹線・平野南笠線・山手幹線・下笠下砥山線の4路線によって構成する環状道路であり、「まちなかゾーン」と「文化・交流ゾーン」を結ぶとともに、草津JCTや草津田上ICにアクセスする広域幹線ネットワークに接続します。

にし環状道路：国道1号、平野南笠線、大津湖南幹線、湖岸道路、下笠下砥山線の5路線によって構成する環状道路であり、「まちなかゾーン」と「共生ゾーン」を結びます。また湖岸道路は、「くさつエコミュージアム」の軸となります。

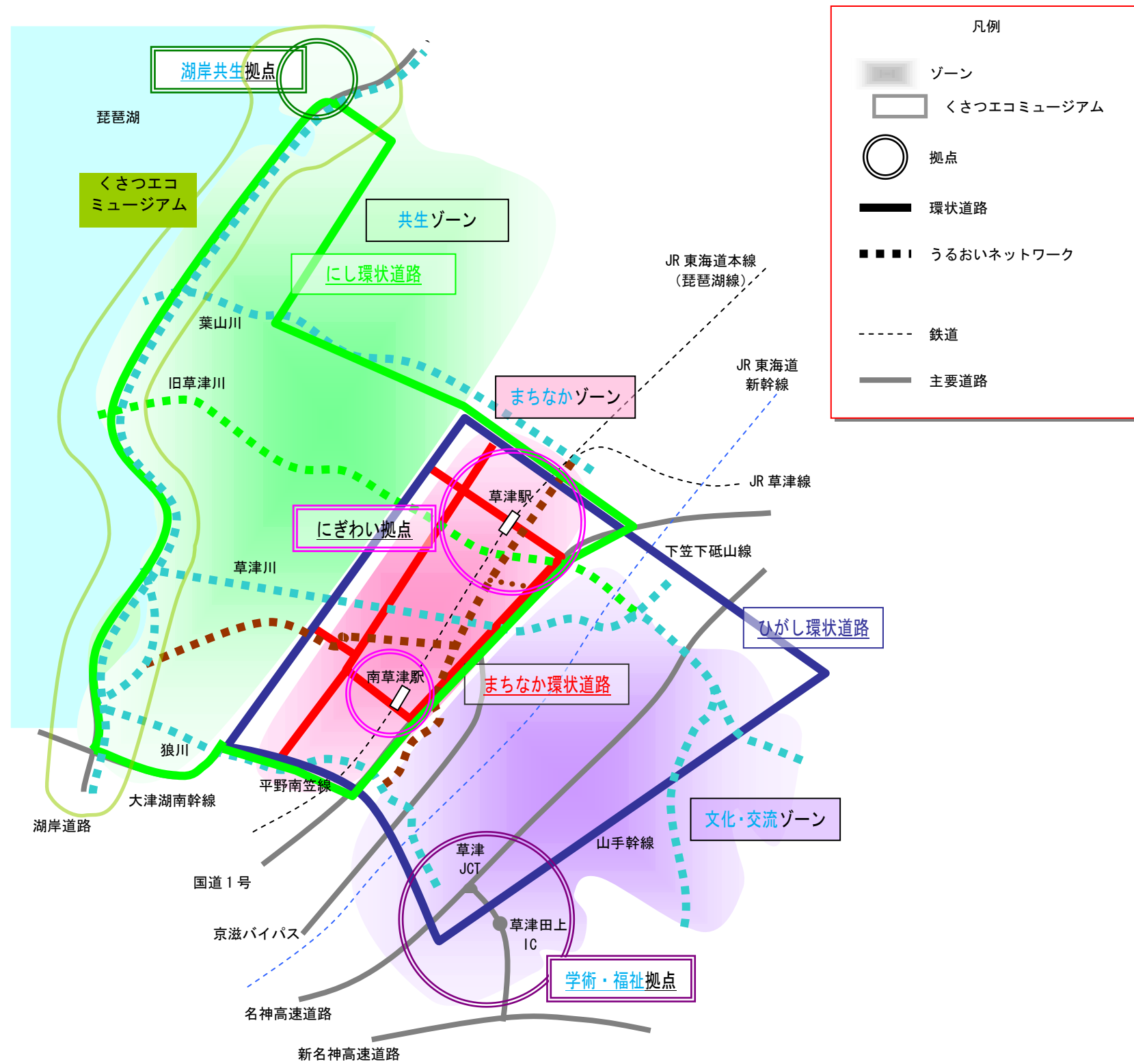
オ. うるおいネットワーク

緑・水・歴史などに恵まれた本市の特性は、それぞれが相まって、まちと暮らしにうるおいを導いています。これらを本市における人の営みにさらに生かして、市内外から憧れと親しみを集める“まちのアメニティ”をつくるため、「うるおいネットワーク」を位置づけます。

緑のみち：草津川廃川敷地について、周辺の歴史的な資源も含めた総合的な活用を図り、中心市街地の魅力を高めるとともに、中心市街地・湖岸間を快適に移動できる「緑のみち」とします。

水のみち：草津川をはじめとする河川について、その河川敷や堤防を、水や緑に親しみながらウォーキングやサイクリングなどを楽しむことができる「水のみち」とします。また、湖岸道路については、「くさつエコミュージアム」の主軸道路として周辺環境と調和した、県内で最も“水の景色”を楽しむことができる快適なルートとします。

歴史のみち：東海道や中山道などの旧街道やそのほかの様々な歴史資源の適切な保全を図るとともに、それぞれを結びつけ生かしたプロムナードとします。



2. まちづくりの基本方向

将来ビジョンに基づいて、以下の4つのまちづくりの基本方向を設定します。それぞれの基本方向は、行政分野の各施策の主要な取り組み方向を含んだ内容としています。

(1) 「人」が輝くまちへ

様々な人の出会いとふれあいによって、未来を担う人々が人権文化をさらに高めつつ心豊かに育ち、誰もが自らの個性ある生き方を力強く切り開きながら、生涯を通じて輝いていけるまちをつくっていきます。

(人権・男女共同参画)

- 「ゆたかな草津 人権と平和を守る都市」宣言のもとに、一人ひとりの人権が尊重される平和社会の実現に向けて、同和問題をはじめとするあらゆる人権問題の解決を図るため、効果的な人権施策を推進します。
- 男女がともに、社会の対等な構成員として、家庭や地域のなかで一人ひとりが自らの個性を生かした人生を歩んでいける、男女共同参画社会の実現を図ります。

(学校教育・青少年)

- **子どもたち一人ひとりの個性を大切に**し、**本市の将来を担う**次世代が、確かな学力や豊かな人間性、たくましい体など、生涯にわたる基礎・基本の力を身につける義務教育の充実を図ります。
- 青少年が、心豊かでたくましく健やかに成長できるよう、社会全体の中で青少年を温かく見守り、教育する機能を高めていきます。

(生涯学習・スポーツ)

- 誰もが自由に、生涯を通じて学び、健康な心身を培うことができるよう、生涯を通じた学習とスポーツを地域社会のなかにさらに充実させていきます。特に、家庭・地域・学校の連携のもとで行っている地域協働合校について、いっそうの取り組みの充実を図ります。

(市民文化)

- 市民一人ひとりがまちに対する愛着や**草津市民であること**の誇りを実感して、“ふるさと草津”を語るができる市民となれるよう、これまで以上に人と人の出会いとふれあいを活発にし、市民の芸術・文化活動の振興、歴史資源の活用など多彩で豊かな市民文化のさらなる高まりをつくっていきます。

(2) 「安心」が得られるまちへ

有事の際はもちろん、日常生活においても、自助・共助・公助の適切な役割分担と連携のもとで、すべての人の生命と健康が守られ、幼少期から高齢期まで、誰もが安心して生活できるまちをつくっていきます。

(子ども・子育て)

- 保育所や在宅保育支援の充実をはじめ、地域ぐるみの取り組みを強めながら、総合的な子ども・子育て支援の充実を図ります。

(長寿・生きがい)

- 介護保険制度を中心として、生活支援サービスや在宅介護サービスの充実を図り、高齢期における生活の安心・安全を守るとともに、よりいっそうの社会参加を促進します。

(障害福祉)

- 「障害のある人もない人も、誰もが生き生きと輝けるまち」を目指し、障害のある人の生活の安心・安全を守るとともに、誰もが自らの意思によって自己実現を図ることができる地域社会づくりを進めます。

(地域福祉)

- 誰もが住み慣れた地域でその人らしく自立し、心豊かな生活がおくれるように、多様な地域の生活(福祉)課題に対応できる地域社会づくりを進めます。

(健康・保険)

- 市民の健康の維持増進、疾病の予防・早期発見・早期対応のため、市民の健康づくり運動のさらなる展開を図るとともに、**保健**・医療・福祉の連携による総合的な取り組みや医療保険制度等の適正な運用などにより、健康で安心できる生活を守っていきます。

(生活安心)

- **市民の消費生活の安心を確保するとともに、ハード・ソフトの両面からのバリアフリー化を進めて、誰にとっても安全で安心できるまちと社会をつくっていきます。**
- 働く意欲がありながら働くことができない人たちへの支援を行うとともに、困窮状態にある人の生活を損なうことがないよう、セーフティネットを適切に運用します。

(防犯・防災)

- 地域ぐるみによる防犯・防災体制の強化などを図り、地域社会の安全・安心をよりいっそう高めていきます。
- 河川・排水路の適切な維持管理とともに、天井川の平地化の促進と雨水幹線の整備を進めます。

(3) 「心地よさ」が感じられるまちへ

琵琶湖をはじめとした自然環境と将来にわたって調和して、暮らす人にとっても、訪れる人にとっても、いつも、ぬくもりや季節の移り変わり、心地よさが感じられるまちをつくっていきます。

(うるおい・景観)

- 生物多様性の保全を重視して自然環境を守るとともに、湖岸・河川空間などを保全・活用しながら、緑化を増進し、まちのうるおいをつくっていきます。特に草津川廃川敷地については、周辺の歴史的な資源も含めた総合的な活用を図ります。
- 都市景観や農村景観の良好な形成と誘導を図り、快適なまちをつくっていきます。

(環境)

- 地球環境との調和についての学びを深めて、その知識と経験を将来の世代に確実に伝えていくとともに、地球環境問題に対する地域からの取り組みを進めます。
- 地域社会の基礎の仕組みとして、省資源とリサイクルを総合的に推進して、省エネルギーと新エネルギー利用の推進に努めます。
- 廃棄物の適正処理と環境美化の推進、公害防止などに取り組み、良好な生活環境の保全に努めます。

(住宅・住生活)

- 多様な住まいのニーズを受け止める、良質な住宅ストックによる良好な住環境の誘導を図り、これらの環境を将来に引き継いでいくとともに、市民の居住の安定確保を図ります。
- 中心市街地活性化のため、JR 駅周辺の良好な市街地の整備を進めます。

(上下水道)

- 安全で安定した水を供給するとともに、家庭や事業所等からの汚水を確実に処理するため、上下水道の整備拡充を図ります。また、適切な維持管理と水質向上に向けた水洗化の促進に努めます。

(道路・交通)

- 市内道路の整備や維持管理などにより、道路体系の充実を図るとともに、安全で快適な道路環境づくりに努めます。
- 公共交通を中心とする総合的な交通体系の充実を図って、市内、市内外の円滑な移動をさらに向上させていきます。

(4) 「活気」があふれるまちへ

地域に暮らし働くなかに、人・物・情報・技術の多様な交流を導いて、農業や商工業など地域産業全体の活力を高め、また、地域コミュニティ活動やその他の市民活動の活発化を促して、「まちの活気」を高めていきます。

(農林水産)

- 地産地消など、地域の生産者と消費者を結びつけ、「顔の見える安心」や食育への寄与を大切にす農業の展開を促進します。
- 本市の農業が地域の環境を守る安定した産業として将来にわたって継続していけるよう努めるとともに水産業や畜産業の振興を図ります。

(商工観光)

- 商業・業務・サービス業などの振興を図るため、市民・事業者とともに総合的な取り組みを推進し、併せて、市内各地域での日常生活の利便性確保のための取り組みを進めます。
- 産業の高度化と活力ある都市づくりを進めるため、市内立地企業や大学とのネットワークのもとで、異業種交流や産学連携による新産業などの創出を促していきます。また、市内企業の振興に加えて、地域に新たな活力をもたらす企業誘致に努めます。
- 自然・歴史の資源だけでなく、まち・暮らし・産業など、本市のすべてを資源とした観光振興を展開します。

(コミュニティ・市民自治)

- 市民自治の根幹となる地域コミュニティをはじめ、ボランティア、NPO などの市民活動団体との協働によるまちづくりを、今まで以上に拡げて進めていくため、それらの活性化とネットワークの強化を図ります。

(情報・交流)

- 都市間・国際間の交流活動や、大学等との連携によるまちづくりなどによって、本市に様々な人と文化と産業の交流を導くとともに、コミュニティ FM などを用いた活発な情報受信によって草津のまちと市民の活動を広くアピールしていきます。

3. 行政の姿勢と役割

市民とともに描いたこの基本構想を実現していくため、行政は、地域の社会資源・財源を有効に活用し、市民ニーズを的確に捉えた公共サービスを提供する「地域経営」へと自ら大きく転換を図る必要があります。また、市民一人ひとりのまちへの関わりや、地域単位・テーマ単位など様々な市民活動の展開を促して、協働の^{いしずえ}礎をさらに確かなものとしていかなければなりません。

こうしたことを踏まえて、本市では以下の2点を示し、基本構想に基づくまちづくりに向かうこととします。

(1) 市民視線による地域経営への転換 -力強い行財政マネジメントへ-

持続可能で確かな地域経営を行うため、市民にわかりやすく、市民ニーズを踏まえた適切な行財政マネジメント（運営管理）を行います。
あわせて、行政自らの政策形成・遂行能力の向上に努め、事業の効率化と広域連携の推進に努めます。

- 行政自らの意識改革を進めつつ公共のあり方を見直し、“地方自治”そのもののシステム改革や広域連携のさらなる推進によって、行政サービスのさらなる効率性と質の確保を図ります。
- 対話型行政、協働のまちづくりのため、行政自らの人材の育成、政策形成能力の強化を図るとともに行政情報の積極的な提供や市民ニーズの的確な把握に努めて、市民にわかりやすい行政運営を進めます。

(2) 協働のまちづくりの基盤強化 -まちづくりに関わる市民、自律する地域へ-

参加と協働の機会の多様化とわかりやすい仕組みの整備などに努めて、市民のまちづくりに関わる意識を高め、“行動できる市民”による様々な市民活動がいつそう展開されるよう取り組みます。
また、各自治活動については、財源と意思決定の仕組みなどを備えた、さらに自律的なものとなるよう支援していきます。

- 地域コミュニティによるまちづくりや、各種のテーマに対応したまちづくりまでの、様々な場面により多くの市民が参画し、ともにまちに関わる主体者となれるよう、参加・協働の機会の多様化などに努めるとともに、わかりやすい仕組みとなるよう整備を進めていきます。
- 地域の魅力と課題の共有、顔の見える関係づくりや地域生活におけるルールづくりなど、それぞれの地域におけるまちづくりの展開においては、参画と協働、意思決定の仕組みなどを地域自らがつくりだし守っていけるよう、総合的に支援します。

(参考)

